

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 立 命 会

役員報酬及び費用弁償規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立命会（以下、法人という。）の定款第8条の規程に基づき役員等の報酬及び費用弁償規程について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(支払の形態)

第4条 法人の理事長に対し、月額20万円を支給する。

2. 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、10,000円を支給する。
3. 監事が監査を行ったときは、その出席1日につき、10,000円を支給する。
4. 評議員が評議員会に出席したときは、その出席1日につき、10,000円を支給する。
5. 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席1日につき、8,000円を支給する。

(給与の支払方法)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(期間区分及び支給日)

第6条 役員等が第4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁

償として旅費を支給する。

2. 費用弁償は、法人の職員の旅費規程に準じて支給する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 5 年 1 月 25 日改正、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 7 年 3 月 2 日改正、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 10 月 20 日改正、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 27 日改正、平成 29 年 3 月 24 日から遡及し施行する。